

令和6年

第12回本巢市教育委員会会議録

(令和6年12月26日)

本巢市教育委員会

第 1 2 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会議室
会 議 令和6年12月26日 木曜日 午後1時30分
出席者 教育長 川治 秀輝
教育委員 汲田 美枝子
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	長沼 有希子	幼児教育課主幹
	小林 恵美	教育総務課総括課長補佐
	高橋 利昌	社会教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐

議 題

議第45号 本巢市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議第46号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

- (1) 次回教育委員会開催期日について
- (2) 教育委員園・学校訪問について
- (3) 教育委員視察研修について

開会 午後1時30分

川治教育長 : 開会を宣告した。
川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①算数数学甲子園に、初めて宮崎市からの参加者があったことについて②こども権利条例制定が大詰めを迎えているが、木村泰子先生の提案で、校長・担当教諭の大人のサミットを開催することになったことについて③根尾学園のかがやき科の取組で防災について学び、少年の主張で取組を発表した林君について話をした。自ら能登に8回も足を運んでいる姿から、大人が子どもから学ぶことが多いと話した。会の終了後に高木局長から、真正中学校のグラウンドの事について概要を説明させていただくことを伝えた。

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。
薄田課長 : 資料に基づき説明した。
脇田課長 : 資料に基づき説明した。
野原課長 : 資料に基づき説明した。
小林総括補佐 : 何か意見はないか。
黒田委員 : 11月29日に一色小学校の5, 6年生の授業を参観した。ノートを使い、問題解決のためにタブレットをうまく活用していた。またリーダーを中心としたグループ活動が成立していたことに感動したと感想を述べた。

川治教育長 : 議第45号「本巣市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
新井主幹 : 共同学校事務室については、平成29年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により法制化されるとともに、令和6年10月には「岐阜県公立小・中・義務教育学校共同学校実務室の設置に関するガイドライン Ver.1.0」が作成され、その中で、共同学校事務室の設置と併せ、事務職員の標準的職務内容を学校管理規則等に定めることを求められていることに伴い、本巣市立学校管理規則においても共同学校事務室や事務職員の標準的内容に関する事項を規定するための所要の改正を行う旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
黒田委員 : 職員が減るということはないか。
新井主幹 : ないです。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 4 6 号「令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。
吉田課長補佐 : 本巣市就学援助費支給要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。
川治教育長 : 質問はないか。
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 日程 5「その他」について説明を求めた。
小林総括補佐 : (1) 次回の教育委員会開催日について諮り、1 月 22 日(水)午後 1 時 30 分に決定した。
(2) 教育委員園・学校訪問について資料に基づき説明した。
(3) 教育委員視察研修について資料に基づき説明した。

小林総括補佐 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後 2 時 00 分